

第3期地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

■対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

地域子ども・子育て支援事業

対象事業	事業概要	対象児童年齢等
1 利用者支援事業	子どもとその保護者及び妊婦に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行うとともに、必要に応じ相談・助言等を行うほか、関係機関との連絡調整等を実施する事業	子ども、保護者、妊婦
2 地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業	0～5歳、保護者
3 妊婦健康診査	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業	妊婦
4 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に助産師・保健師・看護師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業	出生時など
5 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業	子ども、保護者、妊婦
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化のため、地域ネットワークを構成する関係機関との連携強化を図る事業	
6 子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子ども等を児童養護施設等で預かる事業	子ども、保護者
7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	児童の預かり等の援助を希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	0～5歳、 小学1～3年生
8 一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業	3～5歳
	保育所（園）その他の場所での一時預かり事業	0～5歳
9 延長保育事業（時間外保育事業）	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育ニーズへの対応を図る事業	0～5歳
10 病児保育事業	児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業	0～5歳、 小学1～6年生

地域子ども・子育て支援事業

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	小学1～6年生
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費、又は新制度未移行幼稚園の副食費分について費用を助成する事業	保護者
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者
14	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭（要支援児童や要保護児童のいる家庭）、妊産婦（特定妊婦等）、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等
15	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業	主に学齢期の児童及びその保護者
16	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者（要支援児童や要保護児童の保護者）及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等
17	妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とする事業	妊婦等
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	生後6か月から満3歳未満の保育施設に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件や理由を問わず、月一定時間内の利用可能枠のなかで、保育施設を柔軟に利用することで、すべての子どもの育ちを支援する事業	保育所（園）及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子ども
19	産後ケア事業	産後の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする事業	出産後1年以内の母子

※12 及び13 の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない。必要に応じて実施を検討する。

※14 から19 の事業は、第3期より追加された新規事業。

第3期地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保（実績）

■量の見込みと確保方策等

計画策定時、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策を設定しました。

※ R 7の数値については、令和7年12月31日時点のもの。

1 利用者支援事業

担当：子育て支援課（こども家庭センター）

子どもとその保護者及び妊婦に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるような情報提供を行うとともに、必要に応じ相談・助言等を行うほか、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

主に行政窓口で行われる基本型（子育て支援課で実施）と母子保健、児童福祉の両機能が連携・協働して相談支援を行うこども家庭センター型（こども家庭センターで実施）の2か所で実施しています。

令和5年度からこども家庭センターでは重層的支援体制整備事業として、関係機関と連携・協働しながら、本人・世帯の属性にかかわらず相談を受け止める包括的相談支援事業を実施しています。

【市全体】

利用者支援事業（単位：か所）

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：基本型	1	1	1	1	1	1
計画時：特定型	0	0	0	0	0	0
計画時：こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
実績：基本型	1	1				
実績：特定型	0	0				
実績：こども家庭センター型	1	1				

※令和6年度から母子保健型は「こども家庭センター型」に変更

2 地域子育て支援拠点事業

担当：子育て支援課

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

【現状】

市内9か所の保育所（園）、認定こども園等において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

令和5年度から重層的支援体制整備事業の地域づくり事業に位置付けられたため、地域子育て支援拠点だけでなく、介護・障害・生活困窮支援等を行う地域づくり事業者と世代・属性を超えた情報共有や協力体制で取り組んでいます。

【市全体】

地域子育て支援拠点事業（単位：人回/年、か所）

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み（延べ）	13,142	10,736	11,319	11,847	12,529	13,340
計画時：実施か所数	8	9	9	9	9	9
実績：延べ人数	13,011	11,653				
実績：実施か所数	9	9				

3 妊婦健康診査

担当：子育て支援課（こども家庭センター）

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

【現状】

定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安全・安心な出産につながるため、母子健康手帳交付時に定期的に健診を受けるよう促しています。あわせて、妊婦健康診査受診票14回分を交付しています。

【市全体】 妊婦健康診査〈単位：人、回/年〉

区分		R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み		295	228	217	210	206	200
（ ）は延利用回数		(4,130)	(3,192)	(3,038)	(2,940)	(2,884)	(2,800)
確保 方策	実施場所	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目
	実施時期	随時	随時	随時	随時	随時	随時
実績：人		239	263				
実績：回		2,937	2,720				

4 乳児家庭全戸訪問事業

担当：子育て支援課（こども家庭センター）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師・助産師・看護師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

【現状】

市内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、助産師・保健師・看護師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

【市全体】 乳児家庭全戸訪問事業〈単位：人〉

区分		R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み		240	228	217	210	206	200
確保 方策	実施体制	11	9	9	9	9	9
	実施機関	市	市	市	市	市	市
実績：人		247	248				
実績：実施体制		9	9				

5-1 養育支援訪問事業**担当：子育て支援課（こども家庭センター）**

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業です。

【現状】

養育のための支援が必要と認められる子ども、保護者及び妊婦に対し、市の関係課の保健師、家庭相談員等が自宅を訪問し、養育に関する相談、助言、指導その他必要な支援を行っています。

【市全体】

養育支援訪問事業（単位：人）

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み	50	90	90	90	90	90
確保 方策						
実施体制	5	8	8	8	8	8
実施機関	市	市	市	市	市	市
実績：人	85	83				
実績：実施体制	7	8				

5-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**担当：子育て支援課（こども家庭センター）**

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化のため、地域ネットワークを構成する関係機関との連携強化を図ります。

【現状】

本市における要保護児童対策地域協議会では、代表者会議や実務者会議を開催しています。そのほか、必要に応じて個別支援会議を行い、要保護児童等に対する支援を実施しています。

【市全体】

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（単位：回）

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み	28	27	27	27	27	27
確保 方策						
代表者会議	1	1	1	1	1	1
実務者会議	6	6	6	6	6	6
個別支援会議	21	20	20	20	20	20
実績：計	32	33				
実績：代表者会議	1	1				
実績：実務者会議	6	6				
実績：個別支援会議	25	26				

6 子育て短期支援事業**担当：子育て支援課（こども家庭センター）**

保護者が疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子ども等を児童養護施設等で預かる事業です。

【現状】

本市には、児童養護施設等が設置されていないため、令和6年1月から市外の児童養護施設や母子生活支援施設と短期入所に係る契約を締結し、支援が必要な方が入所できる体制を整備しています。

【市全体】

子育て短期支援事業〈単位：人/年〉

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み（延べ）	40	28	28	28	28	28
計画時：確保方策（延べ）	40	28	28	28	28	28
実績：人	0	0				
実績：確保方策	40	28				

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）**担当：子育て支援課**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

本市では、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を実施しています。

サービスの周知に取り組んだことで依頼会員の人数が伸びてきていますが、提供会員の人数が伸び悩んでいるため、マッチングが難しい状況です。

【市全体】

子育て援助活動支援事業〈単位：人/年〉

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み（延べ）	59	48	50	54	57	59
計画時：確保方策（延べ）	750	100	100	100	100	100
実績：人	17	11				
実績：確保方策	750	100				

8 一時預かり事業

担当：学校教育課・子育て支援課

家庭において保育を行うことが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

確保方策については、量の見込みに対して幼稚園や保育所（園）等の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

■幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

【現状】

本市では、幼稚園2か所及び認定こども園7か所において、預かり保育を実施しています。

【市全体】 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）〈単位：人/年〉

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み（延べ）	4,684	6,079	5,657	5,264	4,899	4,559
計画時：確保方策（延べ）	16,850	11,400	11,400	11,400	10,400	10,400
実績：人	7,831	6,357				
実績：確保方策	16,000	11,400				

■保育所（園）その他の場所での一時預かり（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

【現状】

本市では、保育所（園）5か所及び認定こども園5か所において、一時預かり事業を実施しています。

また、育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者に対してファミリー・サポート・センター事業を実施しています。なお、トワイライトステイ事業の利用実績はありません。

【市全体】 保育所（園）その他の場所での一時預かり〈単位：人/年〉

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み	1,866	688	631	579	531	487
計画時：確保方策	3,090	2,428	2,428	2,428	2,428	2,428
一時預かり事業	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
ファミリー・サポート・センター	750	100	100	100	100	100
子育て短期支援事業	40	28	28	28	28	28
実績：人	948	763				
一時預かり事業	931	752				
ファミリー・サポート・センター	17	11				
子育て短期支援事業	0	0				
実績：確保方策	3,090	2,428				
一時預かり事業	2,300	2,300				
ファミリー・サポート・センター	750	100				
子育て短期支援事業	40	28				

9 延長保育事業（時間外保育事業）

担当：子育て支援課

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育ニーズへの対応を図る事業です

【現状】

本市では、保育所（園）11か所、認定こども園7か所及び小規模保育所1か所において、保育必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合に、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

【市全体】 延長保育事業（単位：人）

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み	427	390	377	364	352	340
計画時：確保方策	427	410	397	384	372	360
実績：人	403	495				
実績：確保方策	427	495				

10 病児保育事業

担当：子育て支援課

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

【現状】

令和元年11月から市内に所在する社会福祉法人が佐原地区に病後児保育施設を設置し、病気の回復期にある子どもを対象に病後児保育事業を実施しています。また、軽度な病気になった児童に対して、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）で預かりを実施しています。

【市全体】 病児保育事業（単位：人/年）

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み（延べ）	300	118	140	166	196	232
計画時：確保方策（延べ）	1,050	400	400	400	400	400
病児保育事業	300	300	300	300	300	300
ファミリー・サポート・センター※	750	100	100	100	100	100
実績：人	26	9				
病児保育事業	26	9				
ファミリー・サポート・センター	0	0				
実績：確保方策	1,050	400				
病児保育事業	300	300				
ファミリー・サポート・センター※	750	100				

※病児・緊急対応強化事業

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

担当：子育て支援課

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

本市では、放課後児童クラブ24か所において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。

【市全体】 放課後児童健全育成事業〈単位：人〉

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み	773	813	820	820	816	800
小学1～3年生	566	567	561	561	557	550
小学4～6年生	207	246	259	259	259	250
計画時：確保方策	873	927	927	927	927	927
小学1～3年生	641	650	650	650	650	650
小学4～6年生	232	277	277	277	277	277
実績：人	774	775				
小学1～3年生	578	538				
小学4～6年生	196	237				
実績：確保方策	927	927				
小学1～3年生	668	650				
小学4～6年生	259	277				

【佐原地区】 放課後児童健全育成事業〈単位：人〉

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み	392	437	441	441	439	431
小学1～3年生	270	293	291	291	289	281
小学4～6年生	122	144	150	150	150	150
計画時：確保方策	457	512	512	512	512	512
小学1～3年生	300	328	328	328	328	328
小学4～6年生	157	184	184	184	184	184
実績：人	405	421				
小学1～3年生	294	285				
小学4～6年生	111	136				
実績：確保方策	512	512				
小学1～3年生	328	328				
小学4～6年生	184	184				

【小見川地区】

放課後児童健全育成事業〈単位：人〉

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み	257	250	253	253	251	243
小学1～3年生	199	178	178	178	176	168
小学4～6年生	58	72	75	75	75	75
計画時：確保方策	290	289	289	289	289	289
小学1～3年生	230	230	230	230	230	230
小学4～6年生	60	59	59	59	59	59
実績：人	247	250				
小学1～3年生	189	175				
小学4～6年生	58	75				
実績：確保方策	289	289				
小学1～3年生	230	214				
小学4～6年生	59	75				

【山田地区】

放課後児童健全育成事業〈単位：人〉

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み	79	81	81	81	81	81
小学1～3年生	62	61	61	61	61	61
小学4～6年生	17	20	20	20	20	20
計画時：確保方策	81	81	81	81	81	81
小学1～3年生	73	73	73	73	73	73
小学4～6年生	8	8	8	8	8	8
実績：人	79	70				
小学1～3年生	60	50				
小学4～6年生	19	20				
実績：確保方策	81	81				
小学1～3年生	73	61				
小学4～6年生	8	20				

【栗源地区】

放課後児童健全育成事業〈単位：人〉

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み	43	45	45	45	45	45
小学1～3年生	35	35	35	35	35	35
小学4～6年生	10	10	10	10	10	10
計画時：確保方策	45	45	45	45	45	45
小学1～3年生	35	35	35	35	35	35
小学4～6年生	10	10	10	10	10	10
実績：人	43	34				
小学1～3年生	35	28				
小学4～6年生	8	6				
実績：確保方策	45	45				
小学1～3年生	35	35				
小学4～6年生	10	10				

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業**担当：子育て支援課**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費、又は新制度未移行幼稚園の副食費分について費用を助成する事業です。

量の見込みは設定していませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**担当：子育て支援課**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

量の見込みは設定していませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

14 子育て世帯訪問支援事業**担当：子育て支援課（こども家庭センター）**

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭（要支援児童や要保護児童のいる家庭）、妊産婦（特定妊婦等）、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の1つとなりました。

【市全体】 子育て世帯訪問支援事業〈単位：人/日〉

区分	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み（延べ）	35	67	64	61	58
計画時：確保方策（延べ）	35	67	64	61	58
実績：人	0				
実績：確保方策	0				

15 児童育成支援拠点事業**担当：子育て支援課（こども家庭センター）**

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の1つとなりました。

量の見込みは設定していませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

16 親子関係形成支援事業**担当：子育て支援課（こども家庭センター）**

児童との関わり方や子育てに悩みと不安を抱えている保護者（要支援児童や要保護児童の保護者）及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の1つとなりました。

量の見込みは設定していませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

17 妊婦等包括相談支援事業**担当：子育て支援課（こども家庭センター）**

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とした事業です。

【現状】

母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問事業などの機会を活用し、妊婦やその配偶者等に対して面談等による情報提供や相談対応等を行い、必要な支援につなげます。

【市全体】

妊婦等包括相談支援事業〈単位：回/年〉

区分		R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み	妊娠届出数	226	214	202	191	181
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	678	642	606	573	543
計画時：確保方策	こども家庭センター	678	642	606	573	543
	上記以外の業務委託	0	0	0	0	0
実績：回	妊娠届出数	263				
	1組当たり面談回数	3				
	面談実施合計回数	789				
実績：確保方策	こども家庭センター	789				
	上記以外の業務委託	0				

18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

担当：子育て支援課

生後6か月から満3歳未満の保育施設に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件や理由を問わず、月一定時間内の利用可能枠のなかで、保育施設を柔軟に利用できることによって、すべての子どもの育ちを支援する事業です。

【現状】

国の本格実施を踏まえ、令和8年度からの事業実施を見込んでいます。市内の保育施設の意向から確保量を見込んでいますが、制度開始までに各園と調整を進め、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを見直すこととします。令和7年度は試行的に事業を実施する予定です。

【市全体】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〈単位：人/年〉

区分		R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み（延べ）	0歳	—	10	10	10	9
	1歳	—	5	5	5	5
	2歳	—	4	4	4	4
計画時：確保方策（延べ）	0歳	—	10	10	10	9
	1歳	—	5	5	5	5
	2歳	—	4	4	4	4
実績：人	0歳	—				
	1歳	—				
	2歳	—				
実績：確保方策	0歳	—				
	1歳	—				
	2歳	—				

19 産後ケア事業

担当：子育て支援課（こども家庭センター）

産後の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とした事業です。

【現状】

医療機関等への宿泊や通所により、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

【市全体】

産後ケア事業〈単位：人/日〉

区分	R7	R8	R9	R10	R11
計画時：量の見込み	201	186	175	169	158
計画時：確保方策	201	186	175	169	158
実績：人	52				
実績：確保方策	243				